町田市情報公開・個人情報保護審査会
２０２３年度第１２号事件
（審査請求人　○○○○）

２０２５年２月１７日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　野　村　武　司

２０２３年１２月１１日付け２３町市協第３１９号（２０２３年度第１２号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０２３年１月４日に処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が２０２３年３月２日付２２町市協第６６０号をもって行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が２０２３年３月２日付２２町市協第６６０号をもって行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市情報公開条例（平成元年３月３１日条例第４号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例（令和４年１２月２８日条例第４５号）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第６条の規定により、２０２３年１月４日に処分庁に対し、「２０２２年１０月３１日から１２月３１日までに認可地縁団体『○○自治会』から市民協働推進課が

受理した書類すべて」を対象とする公文書公開請求を行った。

２　処分庁は、審査請求人に対して、対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかることを理由として、２０２３年１月１６日付２２町市協第５８５号「公文書公開決定延期通知書」により、公開の諾否の決定を延期した。

３　処分庁は、審査請求人に対して、請求内容に該当する公文書の受理は行っていないとして、２０２３年３月２日付２２町市協第６６０号により本件処分を行った。

４　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として２０２３年３月１６日付「審査請求書」により本件審査請求を行った。

５　処分庁は、２０２３年６月１６日付２３町市協第１０６号「弁明書」により弁明した。

６　審査請求人は、２０２３年７月２７日に「反論書」により反論した。

７　審査庁は、旧条例第１０条第２項の規定に基づき、２０２３年１２月１１日付２３町市協第３１９号「公文書不存在決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

８　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２４年７月１９日	審議
２０２４年８月２０日	処分庁への事情聴取
２０２４年９月２６日	審査請求人による口頭意見陳述
２０２４年１０月１１日	審議
２０２４年１１月１４日	審議
２０２４年１２月１９日	審議
２０２５年１月２３日	審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

１　審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

（１）２０２２年１０月３１日から１２月３１日までに受理した書類が一切ないのであれば、公文書公開請求に対し１４日以内に回答可能であるところ、「対象文書の量が多く内容の精査に時間がかかる」ことを理由に、２２町市協第５８５号で公文書公開決定延期処分を行っている。すなわち、処分庁は２か月ほどの間に受理した請求対象文書が多く存在するこ

とを認めている。

（２）２０２３年3月２日付２２町市協第６６０号で行った公文書不存在決定処分における不存在の理由は、「請求内容に該当する公文書の受理は行っていないため」である。したがって、この処分は内容の精査の結果、多く存在する請求対象文書が公文書でないことを理由にしているが、請求書類が精査対象であること自体が、市が取得し、保管し、利用している書類である証拠であり、旧条例第２条第２号の公文書に該当する。

２　処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

（１）町内会・自治会から受理した文書は、町内会・自治会別の簿冊ではなく、「要望・相談」や「告示事項変更」など項目別の簿冊に格納している。各簿冊に格納している紙文書及び文書管理システムに保存している電子文書の中から２０２２年１０月３１日から１２月３１日までの期間に〇〇自治会から市が受理した文書があるかを確認した結果、本件請求に該当する文書が存在しなかったため、本件処分を行った

（２）２０２３年1月４日の時点で、実施機関は審査請求人から本件請求の他に４件の公文書公開請求を受けており、順次対応する必要があったため、本件請求に関する決定を期限内に行うことは不可能と判断し、２０２３年1月１６日付で延期を決定したが、その際、実施機関は各簿冊の保存文書を探索する作業に取り掛かることができていなかった。

審査請求人が主張するように、決定延期通知書の理由に「対象文書の量が多く」と記載すると、請求内容に合致する公文書の量が多く存在するという誤解を与えかねない。

本来は、その理由として「検索対象の文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため」とすべきであり、わかりにくい表現となっていたことはお詫びする。

３　審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した

（１）処分庁は弁明書で、本来は決定延期通知書の理由として「検索対象の文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため」とすべきであったと述べている。また、２０２３年1月１６日付で延期を決定した際に、実施機関は各簿冊の保存文書を探索する作業に取り掛かることができて

いなかったとしている。

（２）「保存文書を探索する作業に取り掛かることができていなかった」は、虚偽である。なぜなら、対象文書であろうが保存文書であろうが、探索の結果、「文書の量が多く」存在することが判断できているのであって、探索作業に取り掛かっていなければ、文書の量が多いのか少ないのかも分からない。

（３）また、「内容の精査に時間がかかる」ことについて弁明していない。すなわち、「検索対象の文書の量が多く、探索する作業に時間がかかるため」と弁明することなく、あくまで本来の決定延期の理由は「内容の精査に時間がかかる」としている。

（４）「探索する作業」は保存文書が対象であり、「内容の精査」は対象文書に対して行われる。したがって、本来の決定延期通知の理由どおり、検索対象の文書（保存文書ないし対象文書）のうち、「内容の精査に時間がかかる」対象文書は存在する。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求の対象文書について

本件審査請求の対象は、「２０２２年１０月３１日から１２月３１日までに認可地縁団体『○○自治会』から市民協働推進課が受理した書類すべて」の有無である。

審査請求人からの２０２２年１２月３０日付東京共同電子申請・届出システムによる公文書公開請求に対し、実施機関は２０２３年1月１６日付で「対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため」として公開の諾否の決定を延期した後、同年３月２日付で不存在決定通知を行った。

審査請求人は、本件処分の取消を求める審査請求を行った。

２　本件審査請求対象文書の存否について

（１）対象文書の収受について

本件審査請求の対象は、「認可地縁団体『○○自治会』から市民協働推進課が受理した書類」である。

実施機関が他機関や個人から文書の提供を受けた場合、町田市文書管理規程第１１条により、収受の処理を必要とする文書として収受印を押

し、総合文書管理システムに記録しなければならない。

本件審査請求の対象文書については、実施機関は弁明書において、文書管理システムを探索した結果、存在しなかったとしている。

自治会等から実施機関が文書を受理するのは、認可事項にかかる内容の更新（規約や役員の変更等）、補助金交付申請やその実施報告が考えられ、会計年度の切替わりの時期（３月～４月）に集中することになるところ、本件請求対象の１０月から１２月にかけては、通常、そうした文書の発生する時期には当たらない。

ただし、当審査会が実施機関に確認したところ、例えば補助金交付申請など、同時期に複数団体から文書を収受した場合は、一連のものとして文書管理システムに一括登録しているということである。その場合、特定の団体からの文書があるかどうかはシステム登録だけではなく簿冊を探索しないと判明しないことになる。

当審査会において確認したところ、町内会、自治会から提出を受けた文書は、補助金申請、同交付決定、活動届、回覧文書、認可事項の変更、告示事項の変更等といった項目別の１１の簿冊のいずれかに収納されるとのことであった。したがって、これらすべての簿冊を探索しないと特定の団体からの文書が存在するかどうかの確認ができない。

このことについて当審査会が実施機関に確認したところ、すべての簿冊に保存している紙の文書についても探索した結果、存在しなかったとしている。

このように、文書管理システム及び簿冊の双方の探索の結果、対象文書が発見できなかったことに加え、自治会から文書が提出される時期には当たらないことから、対象文書が不存在とした実施機関の判断は妥当である。

（２）公開の決定延期理由との関係

審査請求人の公文書公開請求に対して、実施機関は２０２３年１月１６日付の延期決定において、いったん「対象文書の量が多く」との理由を示しておきながら、最終的には不存在決定を行うという一見矛盾する決定を行っている。

これについて実施機関は、弁明書において「決定延期理由は、『検索対象の文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため』とすべきであっ

た」としている。

しかし少なくとも審査請求人に不審感を抱かせるような経緯となっており、審査請求人は反論書において「実施機関は対象文書・保存文書の量が多く存在することを認めており、弁明書の理由はうそ」としている。

これに対し実施機関は「審査請求人から他に４件の公文書公開請求を受けており順次対応する必要があった」との理由も述べており、その４件については本審査会において扱うところではないが、実施機関としては過去に遡って確認する必要もあり、その探索作業に時間を要しており、その後、本件対象文書の探索に取り掛かったということである。

こうしてみると、実施機関は「対象文書の量が多」いことを確認したため公開の諾否を延期したのではなく、先に受け付けた公開請求にかかる探索作業から順次対応したために延期したことになる。

これについて、本件審査請求に適用される、旧条例第７条第３項では「実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、前条第１項に規定する請求があった日の翌日から起算して６０日を限度としてその決定を延期することができる。」としている。

この「やむを得ない理由」とは、天災等により公務の遂行ができなくなる場合のほか、一度に多くの公開請求があり短期間の検索等が困難である場合も該当する。なぜなら、一度に多くの公開請求があった場合、実施機関は所管する業務を担当する職員の執務時間を公開請求のあった文書の探索作業等に振り向けなければならず、その作業量や他の市民サービスとの優先順位を考慮して、公文書公開請求に対する判断を延期することがやむをえない場合もあると考えられるからである（情報公開ハンドブック（２０１１年３月）参照)。

改正後の町田市情報公開条例第９条第３項においても「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(中略) 延長することができる」としており、上記の趣旨を確認しているものと考えられる。

本件の場合、実施機関が順次対応しており、「やむを得ない理由」があると考えられる。

したがって、実施機関の対応に不審、不合理な点は認められず、実施

機関の判断は妥当である。

ただ、この場合においても、公文書公開決定延期通知の理由が誤解を生じる表現であったことは適切ではない。旧条例第７条第３項においても、期間を延長した場合は「速やかに延期の理由（中略）を請求者に通知しなければならない」としている趣旨からも、理由は正確に記載することが求められる。

３　結論

以上のとおり、本件対象文書が不存在とした実施機関の決定は妥当である。